

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書)</p> <p>第2条 省令第1条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第39条の規定による登録を受けた機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関等が作成した当該建築物エネルギー消費性能向上計画が当該基準に適合することを証する図書</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書)</p> <p>第2条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第44条の規定による登録を受けた機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関等が作成した当該建築物エネルギー消費性能向上計画が当該基準に適合することを証する図書</p>	<p>規定整備(条項ずれ) 同上</p>